

○紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準

令和4年2月25日

(趣旨)

第1条 この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成19年紀の川市告示第5号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準（平成19年2月1日制定。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、紀の川市が所有する公用車（以下「公用車」という。）に広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 広告掲載の応募資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和歌山県内に所在する事業所又は団体
- (2) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。
- (3) 市外事業者においては国税、市内事業者においては市税の滞納がないこと。

(広告の掲載及び撤去方法等)

第3条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した脱着可能のマグネットシート（以下「広告物」という。）を公用車に貼り付ける方法によるものとする。

- 2 前項の広告物は、広告掲載期間中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体への損傷を生じさせないものでなければならない。
- 3 広告物の掲載及び撤去は、広告掲載の承諾決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、公用車の使用に支障が生じないよう市と協議の上、日程及び工程を決定し、市の指示に従うものとする。
- 4 公用車への広告掲載のほか、広告主のうち希望者に対して、紀の川市役所本庁舎1階のデジタルサイネージへ公用車に掲載する広告と同じ画像を掲載できるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第4条 広告の掲載対象車、掲載位置、掲載枚数、規格、広告掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、第10条の契約締結後に掲載を開始した日からその日の属する年度の末日までとする。

(広告物の掲載基準等)

第6条 広告物は、実施基準第5条及び次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 第4条に規定する規格等に準じたもの
- (2) 車両運行上の支障とならないもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの

(4) 交通事故を誘発し、又は交通の安全を阻害しないもの

(5) その他市長が特に必要と認めるもの

(広告の募集)

第7条 広告の掲載者の募集は、市長が公用車の運営管理状況等を踏まえて、その方法、枠数、仕様、対象車両、台数等を決定のうえ、市の広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

2 募集の期間は、市長が別に定める日から6月末日までとする。ただし、募集期間内に広告主の決定台数が前項の募集台数に達し次第、締め切るものとする。

(広告の申込み)

第8条 公用車への広告掲載を希望する者は、紀の川市公用車広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に市長が必要と定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告主の決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、先着順に要綱第7条及び第8条の規定に基づき審査を行い、その結果を紀の川市公用車広告掲載承諾可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条により広告主が決定した場合は、広告主は市長と紀の川市公用車有料広告掲載事業契約を締結するものとする。

(広告の作成)

第11条 広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告掲載期間の開始日の1週間前までに、前項の広告を市長へ提出するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、紀の川市公用車広告掲載変更申込書（様式第3号。以下「変更申込書」という。）に変更後の広告の見本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申込書の提出があったときは、要綱第7条及び第8条の規定に基づき審査を行い、その結果を紀の川市公用車広告掲載変更承諾可否決定通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、掲載期間の広告掲載料を市が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により指定の金融機関に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、自己の責任及び負担において解決しなければならない。この場合において、市は、第三者に対する損害について、いかなる理由があっても一切その責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第16条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2) 広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡又は承継する行為
- (3) その他市長が特に不適切と認める行為

(広告掲載の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の取り消しを決定することができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 広告主又は広告の内容が法令に違反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 広告掲載の申込みに当たり、虚偽の記載があったとき。
- (4) 広告主の責に帰する社会的問題等を起こしたとき。
- (5) 広告主が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (6) 第2条の応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に市長に紀の川市公用車広告掲載取消申込書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により広告掲載の取り消しを決定したときは、紀の川市公用車広告掲載取消決定通知書（様式第6号）により、広告主に通知するものとする。

4 第1項の規定により広告掲載の承認決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(広告物の修復)

第18条 天災その他の不可抗力による広告物の毀損、第三者による広告物の毀損、盗難滅失等があったときは、広告主は再度、広告を作成し、掲載できるものとする。

2 前項の場合において、市はその責を負わない。ただし、市の責に帰すべきことが明

らかな場合は、この限りでない。

(原状回復)

第19条 広告主は、第5条に規定する広告掲載期間が満了したとき、又は第17条により掲載の承諾を取り消されたときは、速やかに広告物を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

2 広告主が、前項の規定により速やかに広告物を撤去しないときは、市長は公用車から広告物を撤去することができる。

3 広告物の掲載、撤去等の際に広告主の責任により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

(補則)

第20条 この基準に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	基準	備考
掲載対象車	一般公用車＝9台	広告掲載車両はその運行状況を踏まえ、第9条による決定の通知の際に市が指定する。 ※行先等により職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取り外す場合がある。
掲載位置	後方両ドア側面	
掲載枚数	1台当たり2枚	
広告物の規格（サイズ等）	縦30cm×横60cm程度、厚さ0.5mm以上1.0mm以下とし、車体から剥がれにくいものとする。	掲載する広告の中に「有料広告」と表示し、表示のサイズは縦4cm×横12cm以上とすること。 公用車の車体への直接塗装及び粘着フィルム等の貼付によることはできない。
広告掲載料（税込）	3台＝81,000円／期間 6台＝162,000円／期間	